

短期入所生活介護 新いちい荘
重要事項説明書

社会福祉法人 栗沢福社会

「短期入所生活介護 新いちい荘」

【重要事項説明書】

当施設はご契約者に対して短期入所生活介護の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを次のとおり説明いたします。

目 次

1. 施設経営法人
2. ご利用施設
3. 職員体制
4. 設備概要
5. 短期入所生活介護サービス概要
6. 施設利用にあたっての注意事項
7. 緊急時の対応
8. 事故発生時の対応
9. 非常災害時の対応
10. 高齢者虐待防止の対応について
11. 身体拘束の対応について
12. サービスに関する苦情の対応
13. 個人情報取扱いについて

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 栗沢福祉会
- (2) 法人所在地 岩見沢市栗沢町最上222番地6
- (3) 電話番号 0126-45-4121
- (4) 代表者氏名 理事長 前田 寛
- (5) 設立年月日 昭和56年12月10日

2. ご利用施設

- (1) 施設種類 短期入所生活介護：平成27年1月29日指定
〈北海道指定 0175701051号〉
- (2) 施設の目的 要介護認定者に対する短期入所生活介護サービスの提供
- (3) 施設の名称 短期入所生活介護 新しい荘
- (4) 施設の所在地 岩見沢市栗沢町最上222番地6
- (5) 電話番号 0126-45-4121
- (6) 施設長氏名 木下 直人
- (7) 施設の運営方針 ご利用者が安心して生活を送ることができるよう、個人の尊厳を重視し、適切な指定介護老人福祉施設のサービスの提供を行います。
- (8) 開設年月日 平成27年2月1日
- (9) 利用定員 80名 (入院等空きベッド利用)
- (10) 第三者評価の実施状況 未実施

3. 職員体制

- ・ 施設長 1名
- ・ 生活相談員 1名以上
- ・ 医師（嘱託医） 1名
- ・ 看護職員 5名以上
- ・ 介護職員 27名以上
- ・ 機能訓練指導員 1名以上
- ・ 栄養士 1名以上
- ・ 介護支援専門員 1名以上

4. 設備概要

居室・設備の種類	室数・内容
居室（個室）	80室（1室平均13.8~15.07㎡）
浴室	・一般浴室（4）2階2室・3階2室 ・機械浴室（1）2階
医務室	1室（3階）
食堂	共同生活室 8ヶ所（2階4ヶ所・3階4ヶ所） ※防犯上セキュリティカメラを設置しています。
地域交流ボランティア室	1室（1階）

面 談 室	1 室 (1 階)
-------	-----------

5. 短期入所生活介護サービス概要

(1) 介護保険給付サービス

種 類	内 容						
短期入所生活介護計画	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、利用者が3日以上継続して利用する場合は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況を踏まえて短期入所生活介護計画の作成を介護支援専門員（ケアマネジャー）等に行わせます。また、すでに居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されている場合は、その計画の内容に沿って短期入所生活介護計画の作成を介護支援専門員等に行わせます。 短期入所生活介護計画の作成および変更の際ははその内容を利用者または身元引受人に説明します。 						
食 事	<ul style="list-style-type: none"> 管理栄養士が作成する献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバランスに富んだ食事を提供します。 食事は出来るだけ離床して、食堂（ユニット）で食べて頂けるように配慮します。 食品アレルギー等に配慮し、安心して食べていただけるように努めます。 <p>(食事時間)</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>朝 食</td> <td>7 : 4 5 ~</td> </tr> <tr> <td>昼 食</td> <td>1 2 : 0 0 ~</td> </tr> <tr> <td>夕 食</td> <td>1 7 : 3 0 ~</td> </tr> </table>	朝 食	7 : 4 5 ~	昼 食	1 2 : 0 0 ~	夕 食	1 7 : 3 0 ~
朝 食	7 : 4 5 ~						
昼 食	1 2 : 0 0 ~						
夕 食	1 7 : 3 0 ~						
排 泄	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。 						
入 浴	<ul style="list-style-type: none"> 週2回以上の入浴または清拭を行います（発熱等により中止することもあります）。 身体状況により機械を用いての入浴も行います。 						
離 床、着 替 え、 整 容、口 腔 ケ ア	<ul style="list-style-type: none"> 寝たきりの防止のため、出来る限り離床に配慮します。 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 個人としての尊厳に配慮し、適切な整容整容が行われるよう援助します。 食後の口腔ケアを行い口腔内の衛生管理を行います。 						

清 掃、洗 濯	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設内の清掃は毎日行い、清潔に保ちます。 ・ シーツ包布等は週 1 回交換、下着等衣類は随時洗濯し、清潔に保ちます。
生活リハビリ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常生活の中で、利用者の状況に合った訓練を心がけ、身体機能の低下を防止するよう努めます。
健 康 管 理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用中、病院での受診が必要になった際には、ご家族で対応をお願いします。また、受診結果、処方薬等については職員にお申し出ください。 <p>(協力医療機関)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 岩見沢市立栗沢病院 岩見沢市栗沢町南本町 3 0 番地 ・ 三嶋歯科医院栗沢院 岩見沢市栗沢町本町 1 0 9 番地
相談及び援助	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当施設は利用者及びその家族からの相談について、誠意をもって応じ可能な限り必要な援助を行うよう努めます。 <p>(相談窓口)</p> <p style="text-align: right;">生活相談員 正木 昭一 古瀬 弘規</p>
社会生活上の便宜	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設での生活を実りあるものとするため、買い物外出、誕生会等の他、適宜レクリエーション行事を企画します。
送 迎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者または身元引受人の依頼により、居宅と事業所との間の送迎を行います。 ・ 原則として土日祝日の送迎は行っていないませんが、必要時は担当者にご相談ください。

(2) 介護保険給付外サービス

種 類	内 容
理 髪 ・ 美 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出張により施設内で理容サービスを受けることができます。
貴 重 品 等 の 管 理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 持ち込みされた備品類・貴重品・金品等は原則自己責任で管理をお願いします。ルーム内における盗難・紛失・破損等については責任を負いかねます。困難な場合はご相談ください。

その他	<ul style="list-style-type: none"> 上記のほか、日常生活において通常必要となるものに係るサービスについては、随時本人又はご家族に相談いたします。
-----	--

6. 施設利用にあたっての注意事項

(1) 面会時間

午前8時30分～午後8時00分をお願いします。

※上記以外の時間につきましてはご連絡をお願いします。

(2) 外出・外泊

外出・外泊届により職員にお申し出下さい(身体状況等によりお断りする場合がありますので、予めご連絡ください)。

(3) 飲酒・喫煙

飲酒を希望される方は職員にご相談下さい。施設で喫煙を希望される場合は職員にご相談下さい。

(尚、煙草・火器類は施設でお預かりします)

(4) 金銭・貴重品の管理

原則として自己管理となります。

(5) 所持品の持ち込み

火器類等の危険物、ペットの持ち込みはご遠慮下さい。

(6) 宗教活動

宗教活動・政治活動はご遠慮ください。

(7) 施設・設備使用上の注意

居室及び共用施設・敷地については、その本来の用途に従ってご利用下さい。

故意又は不注意等により施設・設備を滅失・破損・汚損・もしくは変更した場合は、入居者の費用負担により原状回復していただくか、相当の代価をお支払いいただくこととなります。

(8) その他

- 入居者への飲食物の持ち込みは、職員にご相談下さい。
- 事務所または職員への金品やお心付け等はお断りしております。

7. 緊急時の対応

- 利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講じ、お届け頂いている緊急連絡先に速やかに連絡致します。
- 緊急連絡先に変更がありました時は、ご連絡下さいますようお願い致します。緊急連絡先がご不在、又は急を要する場合、施設の判断で処置を進めますのでご了承下さい。

8. 事故発生時の対応

当施設において事故が発生したときは、以下により対応いたします。

- 当施設は、利用者に対する短期入所生活介護サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに所轄庁、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 当施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。

- ・当施設は、利用者に対する短期入所生活介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。
- ・当施設は、事故が発生した際には、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じていきます。
- ・事故発生を防ぐ為に事故発生防止委員会及び介護従事者に対する研修会を定期的に行います。

9. 非常災害時の対応

非常時の対応	消防法に基づいて、別途定める「社会福祉法人栗沢福祉会防災計画」により対応致します。
近隣との協力体制	いちい荘は福祉村と非常時における施設機能相互提供の契約をしています。
平常時の訓練	消防法に定められた下記の消防設備を完備し、関係官庁の検査を終えています。 スプリンクラー・非常階段・自動火災報知器・誘導灯・ガス漏れ報知器・防火扉・非常通報装置・漏電火災報知器・非常用発電機・カーテン・布団等は防火性能のあるものを使用しております。
消防計画等	消防署への届出日 令和元年11月26日 防火管理者 総務課長 西村 綱祐

10. 高齢者虐待防止の対応について

当施設においては高齢者虐待防止法を厳守いたします。

高齢者虐待の定義は次の事を言います。

- (1) 身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- (2) 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置や養護を著しく怠ること。
- (3) 著しい暴言又は著しい拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動。
- (4) ワイセツな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
- (5) 財産を不当に処分すること、その他不当に財産上の利益を得ること。

- ・当施設において高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は速やかに、利用者の家族に連絡を行うとともに、所轄庁に通報を行う。
- ・当施設は、事故が発生した際には、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じていきます。
- ・高齢者虐待防止に関する対策委員会及び介護従事者に対する研修会を定期的に行う。
- ・北海道高齢者総合相談・虐待防止センター

住所：札幌市中央区北2条西7丁目 かでる2・7 2階

電話：011-251-2525

1 1. 身体拘束の対応について

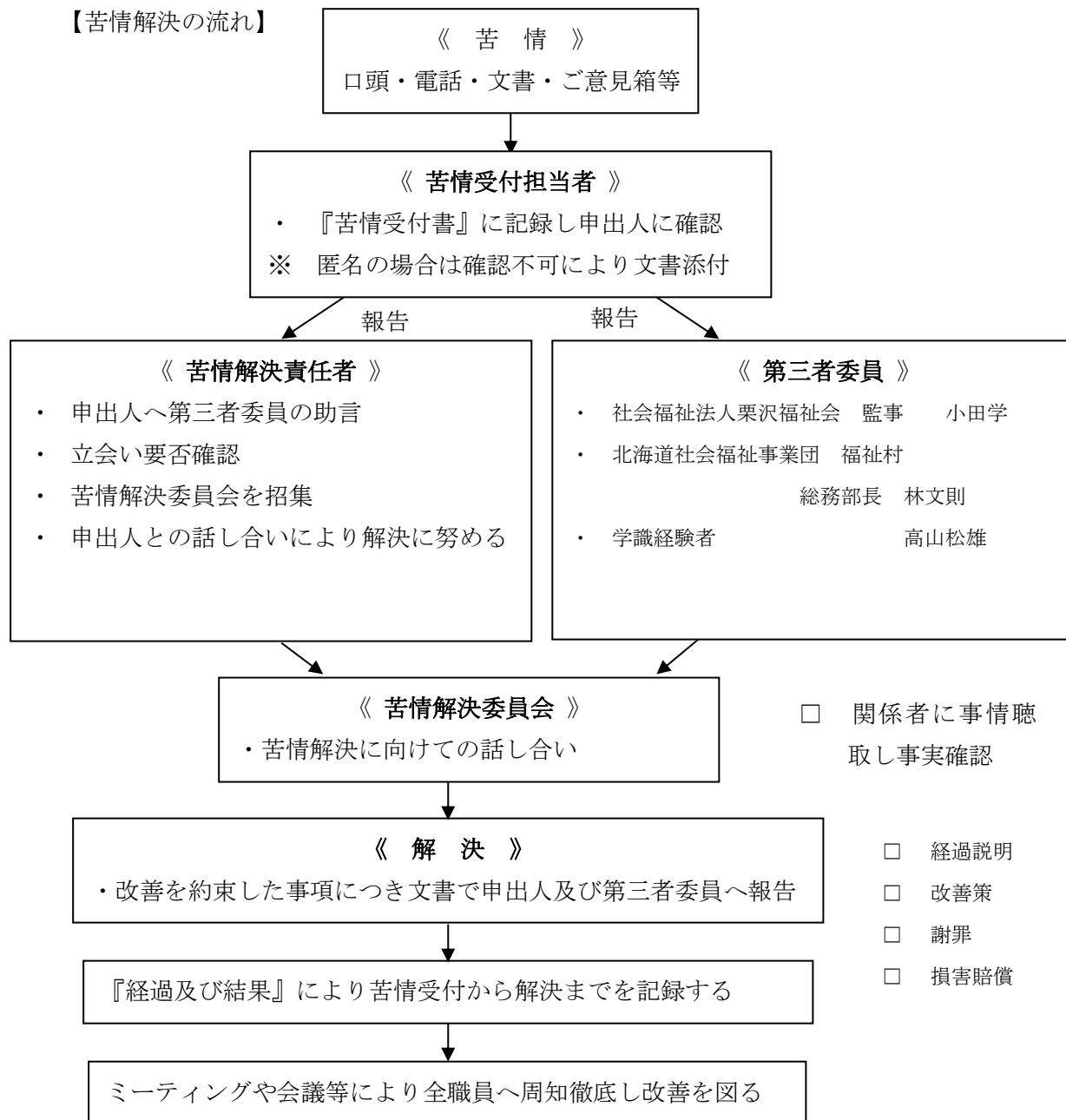
当施設においては身体拘束廃止に努めます。

- ・ 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、次のすべてに該当した場合とする。
 - ① 利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い。
 - ② 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護・介護方法がない。
 - ③ 身体拘束その他の行動制限が一時的である。
- ・ 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、利用者及びその家族に説明し同意を得ます。
- ・ 指定事業者は、継続して心身の状態等の観察・再検討を行い、定期的に事故の防止及び身体拘束の廃止に関する対策委員会を招集の上、引き続き第1項に該当するかどうかを審議します。
- ・ 審議により身体拘束を廃止する場合は、利用者及びその家族に説明し同意を得ます。
- ・ 事故の防止及び身体拘束の廃止に関する対策委員会及び介護職員その他の従業者に対する研修を定期的に行う。

12. サービスに関する苦情の対応

苦情解決責任者 施設長 前田 寛
 苦情受付担当者 生活相談員 正木 昭一
 古瀬 弘規

【苦情解決の流れ】



※ 当施設で解決できない場合は、下記に申立をすることができます。

岩見沢市役所

岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号

電話 0126-23-4111(代表) FAX0126-23-9977

北海道福祉サービス運営適正化委員会

札幌市中央区北2条西7丁目かでの2. 7 3F

電話 011-204-6310 FAX 011-204-6311

北海道国民健康保険団体連合会

札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館

電話 011-231-5161 FAX 011-233-2178

13. 個人情報取扱いについて

当施設においては個人情報保護法に基づいて個人情報の保護に努めなければならない。

- ・当施設はサービス従事者、及び従業員はサービスを提供するうえで知り得た、契約者又はその家族等に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏洩致しません。この守秘義務は本契約が終了した後も継続します。
- ・当施設は契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関に契約者に関する心身等の情報を提供出来るものとしします。

令和 年 月 日

短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説 明 者 : 特別養護老人ホーム新しいちい荘 生活相談員 _____

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

利 用 者 氏 名 _____

代 筆 者 氏 名 _____ (続柄)

身元引受人 氏 名 _____ (続柄)